

令和7年(2025年)9月16日

議会運営委員会議題

1 本会議の運営について

○議事日程

議事日程

令和7年(2025年)9月16日午後1時開議

日程第1

認定第1号 令和6年度中野区一般会計歳入歳出決算の認定について

○議事の順序（令和7年9月16日）

(1) 開議

(2) 一般質問

(8名。加藤たくま議員、南かつひこ議員、武田やよい議員、大沢ひろゆき議員、
間ひとみ議員、高橋かずちか議員、白井ひでふみ議員、河合りな議員)

(3) 延会（明日の会議は口頭通告）

2 その他

(1) 決算特別委員会の運営等について

(2) その他

第3回定例会一般質問時間一覧

参 考

令和7年(2025年)9月12日現在

会派等 会派等持ち時間	分 A	氏 名	予定 B	残時間 ※ C	実績 D	個人・時間差 B(C)-D	会派等・時間差 A-D
立憲・国民・ネット・無所属議員団 2時間56分	176	ひやま 隆	43		36	7	
		酒井 たくや	43	50	42	8	
		間 ひとみ	30	38			
		河合 りな	30				
		山本 たかし	30				
自由民主党議員団 2時間8分	128	伊藤 正信	33		35	-2	
		加藤 たくま	25	23			
		高橋 かずちか	25				
		大内 しんご	25				
		山内 あきひろ	20				
公明党議員団 1時間52分	112	日野 たかし	38		34	4	
		南 かつひこ	37	41			
		白井 ひでふみ	37				
日本共産党議員団 1時間20分	80	羽鳥 だいすけ	40		41	-1	
		武田 やよい	40	39			
都民ファーストの会中野区議団 48分	48	黒沢 ゆか	21		21	0	
		大沢 ひろゆき	27	27			
無所属 16分	16	むとう 有子	16				
無所属 16分	16	石坂 わたる	16				
無所属 16分	16	小宮山 たかし	16				
無所属 16分	16	吉田 康一郎	16				
無所属 16分	16	立石 りお	16				
無所属 16分	16	斎藤 けいた	16				
無所属 16分	16	井関 源二	16				
合計(10時間56分)	656	24人	656		209		

※「残時間」は、会派等持ち時間から前の質問者の実績時間を引いた実質的な残り時間。

※議場での残り時間表示は「残時間」により行う。

※「実績（D）」は、各人の実績の秒単位を切り捨てた時間で表示。

決算特別委員会の運営について(案)

1 審査方法

本委員会は、付託された認定第1号から認定第5号、計5議案（以下「決算」という）を一括して審査する。その議事の順序は、総括説明、総括質疑、分科会による審査、主査による分科会審査経過報告、意見、討論、採決の順とする。

(1) 総括質疑

① 時間制の実施

総括質疑については会派等の持ち時間制とし、その時間は次のとおりとする。

会派名等(人数)	会派等持ち時間
立憲・国民・ネット・無所属議員団(11人)	6時間04分
自由民主党議員団(8人)	4時間24分
公明党議員団(7人)	3時間51分
日本共産党議員団(5人)	2時間45分
都民ファーストの会中野区議団(3人)	1時間39分
無所属議員(7人)	各33分
総計(41人)	22時間34分

会派等持ち時間には、答弁保留分も含めたすべての質疑時間と答弁時間が含まれる。会派間の流用、定例会を超える流用は認めない。

② 質疑通告・質疑予定時間申告

総括質疑を行う者は、決算特別委員会設置日翌日の午前10時までに所定の質疑通告書により委員長に通告しなければならない。また、通告の際には、質疑予定時間、会派内の順序を申告する。（質問の要旨はなるべく具体的に記入する）

総括質疑予定者一覧に質疑予定者と質疑予定時間を記し、それに基づいて総括説明日の理事会で、質疑者の氏名・順序、日程の割り振り等を決定する。なお、質疑の順序は、一般質問の例による。

③ 委員会室での時間管理

時間の計測は、質疑席で第一声を発したときから開始する。その後は、休憩時を除き、すべての質疑と答弁が終了するまで計測は中断しない。

時間の管理は、各質疑者の質疑予定時間により行う。ただし、同一会派から複数の質疑者が予定される場合において、超過または残余時間が発生したときは、当該会派の次の順位の質疑者の持ち時間により調整する。

時間の計測は発言残時間操作端末により行い、発言残時間は委員長、質疑者及び委員会室内から見えるように表示する。

(2) 分科会審査

分科会の招集及び審査は主査が行う。主査に事故あるとき、もしくは欠けたときは、副主査が行う。

審査方法は、直ちに（補足説明を求めた場合は、その終了後）質疑を行い、質疑終了後、意見があればそのとりまとめを行う。分科会に出された意見は、全会一致のものと全会一致にならなかったものとに整理をして委員長に提出する。なお、決算に対する討論、採決は行わない。

(3) 主査の分科会審査経過報告

主査は、分科会の審査経過については口頭をもって報告する。

なお、主査報告に対する委員の質疑が、分科会で行われた質疑応答以外のものにわたるときは、質疑者の要求によりこれを委員会にはかり、その決定に基づき理事者に答弁を求めるものとする。

(4) 意見

分科会に出された意見は、主査が文書をもって報告する。分科会に出されたもの以外に意見を追加する場合は、主査の分科会審査経過報告終了までに文書をもって、委員長に申し出なければならない。

なお、意見は、決算の採決の後、各会計毎にはかり、多数で決した意見は付帯意見とする。付帯意見は、委員会審査結果報告書に記載する。

2 出席説明員

(1) 常時出席する理事者について

区長、副区長、教育長、部長、担当部長、DX推進室長、保健所長、企画課長、財政課長、広聴・広報課長、総務課長、職員課長及び会計室長は、常時出席する。

(2) 他の理事者の出席について

総括質疑日については、質疑に対する答弁予定者及び各部長が指定した質疑に関する理事者が出席する。

出席しない理事者については、自席待機とする。

(3) 答弁予定者等の入退室について

質疑に対する答弁予定者等の入退室は、必要に応じ適宜行う。

3 理事会の運営

(1) 理事会は、必要なつど委員長が招集する。

(2) 理事に事故あるとき、もしくは欠けたときは、主査については、副主査が、議会運営委員については、その代理の者が出席するものとする。

4 日 程

月 日	曜	午 前	午 後
9. 17	水		1 本会議（一般質問・決算上程） 決算特別委員会・理事会 資料要求締切
18	木	10 質疑通告締切	
19	金	11 理事会	1 決算特別委員会（総括説明）
20	土		
21	日		
22	月	(決 算 檢 討 日)	
23	火		
24	水	10 決算特別委員会（総括質疑）	理事会
25	木	10 決算特別委員会（総括質疑）	理事会
26	金	10 決算特別委員会（総括質疑）	理事会
27	土		
28	日		
29	月	10 決算特別委員会（総括質疑）	
30	火		1 決算分科会
10. 1	水		1 決算分科会
2	木		1 決算分科会
3	金	(事 務 整 理 日)	
4	土		
5	日		
6	月	11 理事会	1 決算特別委員会（主査報告・採決）

5 その他

(1) 委員会及び分科会の開閉時刻

原則として、開会時刻は午後1時（総括質疑を行う日は午前10時）、閉会時刻は午後5時とする。ただし、審査の状況により開会時刻の繰り上げ、あるいは閉会時刻の繰り下げなどを行い、審査の進捗を図るものとする。

(2) 総括質疑等の発言の場所

総括説明、総括質疑、主査報告、討論及び答弁をする者は、所定の席において行う。ただし、主査報告に対し質疑をする者は自席において行うことができる。

(3) 資料要求

総括質疑における資料要求は、原則として決算特別委員会を設置した日の委員会終了30分後までに、文書をもって委員長に申し出る。委員長はこれを理事会において整理し、委員会にはかって決める。

分科会における資料要求は、主査に申し出、主査がこれを分科会にはかって決める。

(4) 記録の方法

記録は、委員会及び分科会ともに録音データの反訳とする。また、議事録の巻末に資料要求一覧を掲載する。

(5) 委員会・理事会資料の取り扱い

ペーパレス化等の推進のため、紙資料を廃止し、サイドブックスにアップロードする。（決算書等の冊子の資料を除く）

(6) インターネットライブ中継、録画中継及び庁内テレビ中継の実施

委員会の全日程について、インターネットライブ中継、録画中継及び庁内テレビ共聴設備において放映を行う。分科会については、庁内テレビ共聴設備において放映を行う。なお、休憩中はライブ中継を一時的に停止し、「お待ちください」の静止画を送出する。

(7) 感染症予防の取り組み

感染予防対策は、個人の判断とする。ただし、感染症のまん延等の状況にある場合は、委員会室内の密集状態を避けるため、議員室側の扉を開放し、換気を行うとともに、委員会室の在席委員数を会派ごとに（無所属議員にあっては、無所属議員全員の間で）調整する。その際、出席者は、不織布マスクを着用することとし、発言の際にも着用したままとする。その他、必要に応じて、別途理事会で協議する。

(8) モニターへの資料画像の送出

モニターへの資料画像の送出は、その希望の有無を質疑通告書に記載する。資料画像の送出を希望する場合は、当該委員の総括質疑の前日正午までに委員長の確認を受ける。なお、質疑通告時にモニターへの資料画像の送出を希望したが、資料画像を使用しなくなった場合は、当該委員の総括質疑の前日正午までに事務局まで申し出る。（2024.10.21 議運協）

また、資料画像の送出に係る操作及び資料画像の著作物からの引用、転載等は、各委員の責任において行う。

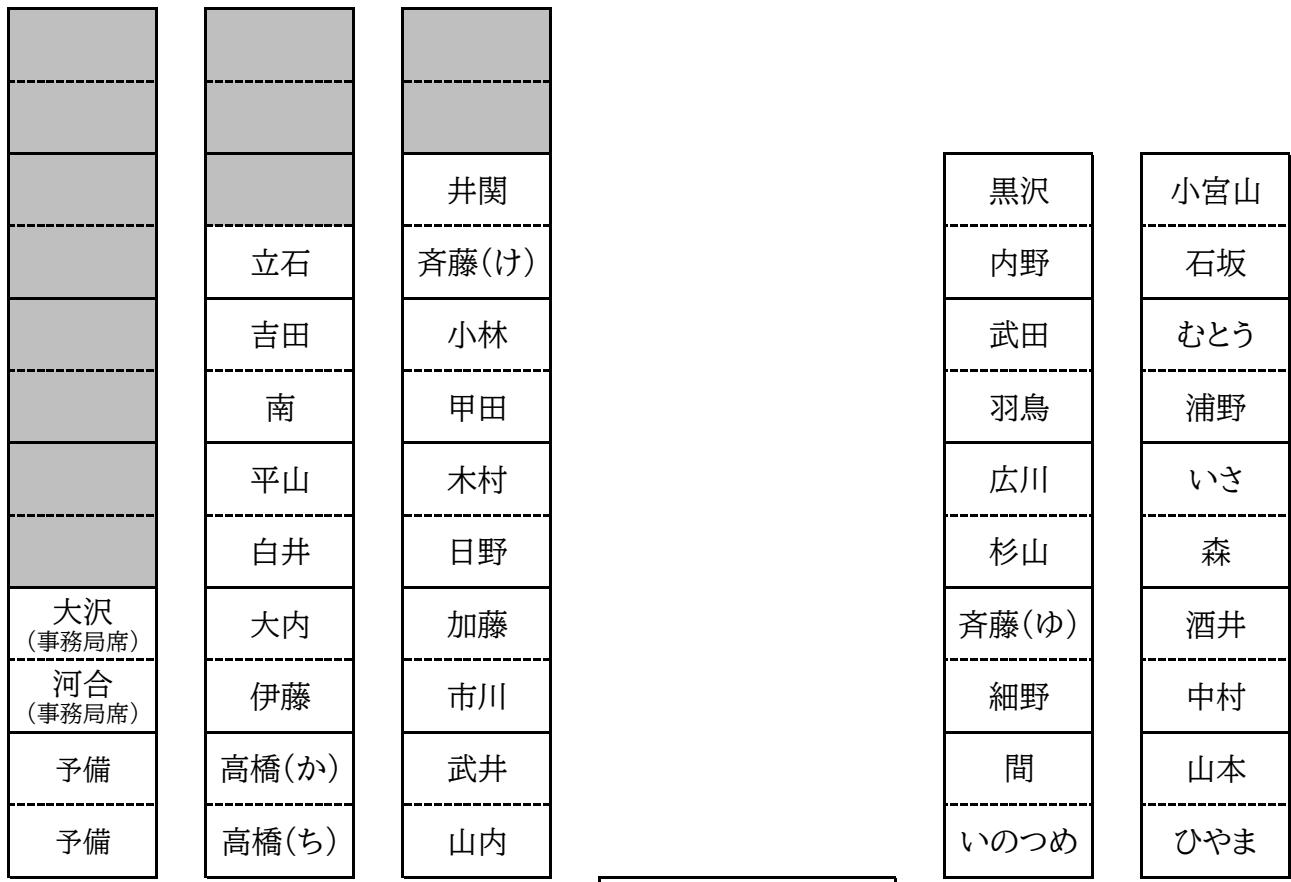
(9) 合理的な配慮を必要とする場合の対応

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の理念にのっとり、適切な対応を行う。

全員出席の場合

決算特別委員会 委員席(案)

答弁者席



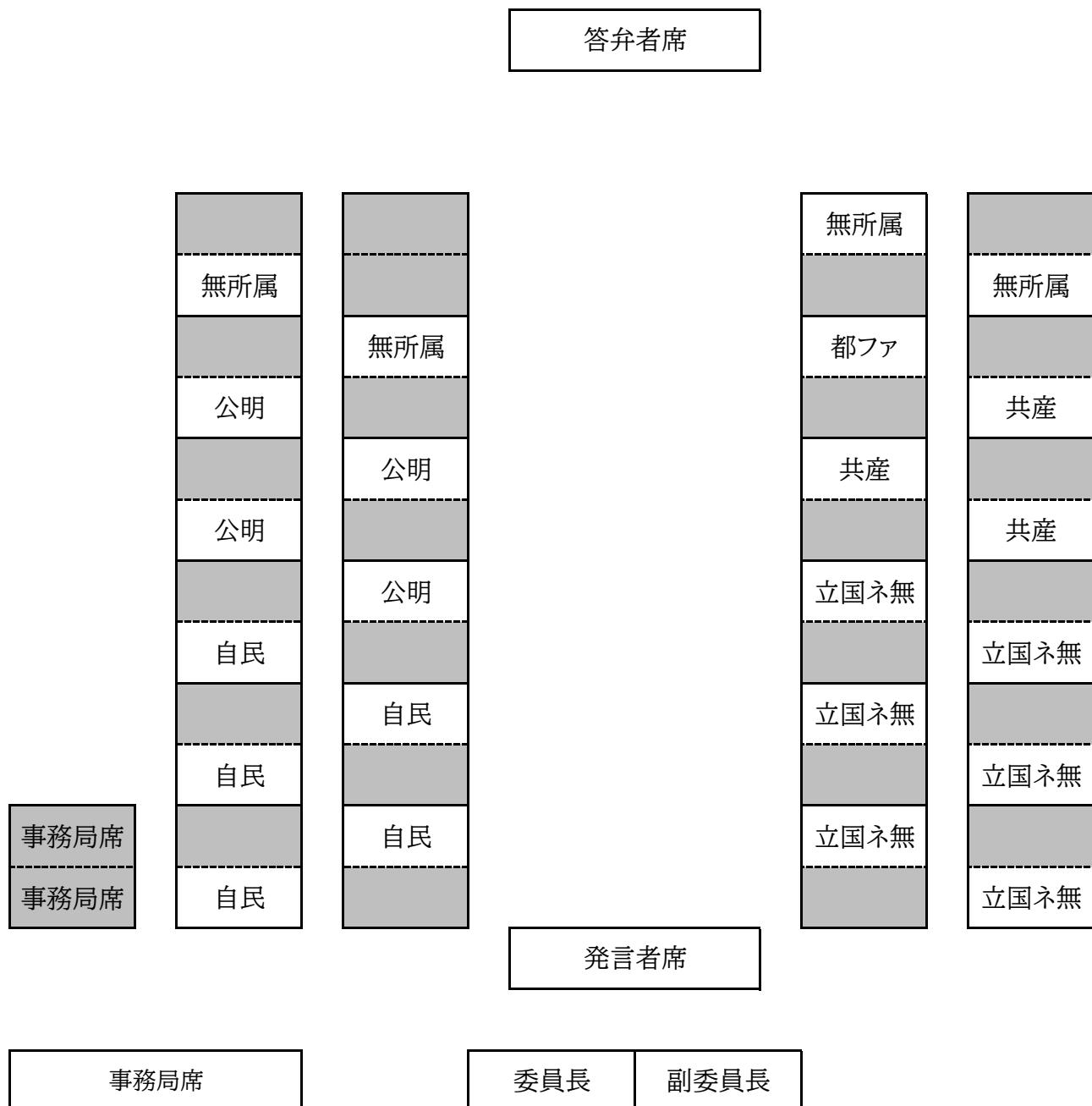
事務局席

委員長

副委員長

絞り込みを行った場合

決算特別委員会 委員席(案)



立国無(7)、自民(5)、公明(4)、共産(3)、都ファ(2)、無所属(4)